

①遺言執行者さまがお手続きされる場合

相続のお手続きにあたって、お客さまにご準備いただく内容は次の通りです。

お客様ご提出書類一覧

| No | 書類名など | 必要となる時期 | お客様確認欄 | 当金庫確認欄 | 入手先 |
|----|---|------------|--------------------------|--------------------------|------------|
| ① | 亡くなられた方（被相続人様）の戸籍謄本または除籍謄本 ◇被相続人様の死亡が確認できる謄本です。 | 遺言執行者様の確認時 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 市区町村役場 |
| ② | 受遺者さま（受贈者さま）の戸籍謄本 | 遺言執行者様の確認時 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 市区町村役場 |
| ③ | 遺言執行者さまの印鑑証明書（発行日より6ヵ月以内のもの） | 遺言執行者様の確認時 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 市区町村役場 |
| ④ | 相続手続き依頼書（当金庫の制定用紙です） ◇遺言執行者さまの署名・捺印（実印）が必要です。 （上記③の印鑑証明書を添付いただきます） | 遺言執行者様の確認時 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 当金庫窓口 |
| ⑤ | 遺言書および家庭裁判所検認済確認資料（いずれも原本） ◇公正証書遺言は、公証人の署名のある正本または謄本をご提出ください。 ◇遺言書が自筆証書遺言・秘密証書遺言の場合 別途ご相談ください。 家庭裁判所での検認後に遺言書原本をご提出ください。 遺言者が自筆証書遺言書保管制度を利用している場合は、自筆遺言証書に代えて「遺言書情報証明書」をご提出いただく場合、検認は不要です。 | 遺言執行者様の確認時 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 家庭裁判所・公証役場 |
| ⑥ | 遺言執行者選任審判書 ◇家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合は必要です。 | 遺言執行者様の確認時 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 家庭裁判所 |
| ⑦ | 被相続人様の預金通帳・証書・貸金庫鍵・キャッシュカード等 （当座預金がある場合は、未使用の手形用紙・小切手用紙） | 相続預金のお支払い時 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | お客さま |
| ⑧ | 遺言執行者様（預金等の払戻をうける方）の実印・取引印 | 相続預金のお支払い時 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | お客さま |
| ⑨ | 遺言執行者様（預金等の払戻をうける方）の本人確認資料（運転免許証、健康保険証等） | 遺言執行者様の確認時 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | お客さま |

* 法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」をご提出いただく場合は、被相続人が亡くなられたことおよび相続人を確認させていただくための戸籍謄本(上記①)のご提出は原則不要です。

☆遺言書が自筆証書遺言・秘密証書遺言の場合は別途ご連絡のうえ、ご相談いただくようになりますのでご注意ください。

《ステップ3》必要書類をご提出

亡くなられた方の取引店へご提出ください。

《ステップ4》払い戻し等のお手続き

書類をご提出いただいたのち、払い戻し等のお手続きをいたします。

ご提出いただいた書類に不備がある場合には、再度ご提出をいただく場合や追加の書類をいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。